

青森県過疎地域持続的発展計画

〈令和3年度～令和7年度〉

令和4年3月 策定

令和4年8月 変更

令和7年2月 変更

令和7年6月 変更

青 森 県

目 次

○ はじめに	1
1 基本的な事項	
(1) 過疎地域等	2
(2) 持続的発展の基本方針	3
ア めざす姿（基本的な方向）	3
イ めざす姿実現のための連携・協力	3
(3) 持続的発展のための基本目標	4
(4) 計画の達成状況の評価に関する事項	4
2 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項	
(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人財育成	5
(2) 産業の振興	6
(ア) 農林水産業の振興	6
(イ) 商工業と地場産業の振興	7
(ウ) 企業の誘致対策と創業・起業の促進	7
(エ) 情報通信産業の振興	7
(オ) 観光の振興	7
(カ) 原子力関連産業の振興	8
(3) 地域における情報化	10
(4) 交通施設の整備、交通手段の確保	10
(ア) 県道、市町村道、農道、林道及び漁港関連道の整備	10
(イ) 交通確保対策	11
(5) 生活環境の整備	12
(ア) 水道、下水処理等の整備	12
(イ) 脱炭素循環型社会づくりの推進	12
(ウ) 災害に強い地域づくり	12
(エ) 安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり	12
(6) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	14
(ア) 青森県型地域共生社会の推進	14
(イ) 子育て環境の確保	14
(ウ) 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境づくり	15
(エ) 障害者等が自立し、安心して暮らせる共生社会づくり	15
(オ) 健康づくりの推進	15
(7) 医療の確保	17
(8) 教育の振興	17
(ア) 教育環境の充実	17

(イ)生涯学習・スポーツ環境の充実	17
(9) 集落の整備	19
(10) 地域文化の振興等	19
(11) 再生可能エネルギー産業と環境関連産業の振興	20
(12) その他地域の持続的発展に関し必要な事項	20
(7)自然環境の保全及び再生	20

別紙【青森県過疎地域持続的発展計画(事業計画)】

※人財：青森県では「人は青森県にとっての『財（たから）である』という基本的考えから「人材」を「人財」と表しています。

は じ め に

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和３年法律第19号。以下「法」という。）は、「過疎地域自立促進特別措置法」（以下「旧法」という。）が令和３年３月末で期限を迎えることを踏まえ、人口の著しい減少等に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比べて低位にある過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を講ずることにより、過疎地域の持続的発展を支援するため、新たに制定されたものである。

なお、旧法の規定に基づく過疎地域であって、法に定める過疎地域の要件を満たさない地域に対しても経過措置を講じることとされている。

計画策定の趣旨

この計画は、法及び過疎地域持続的発展方針に基づき、本県の過疎地域等をその区域とする市町村に協力して講じようとする施策の内容について県が定めるものである。

計画期間

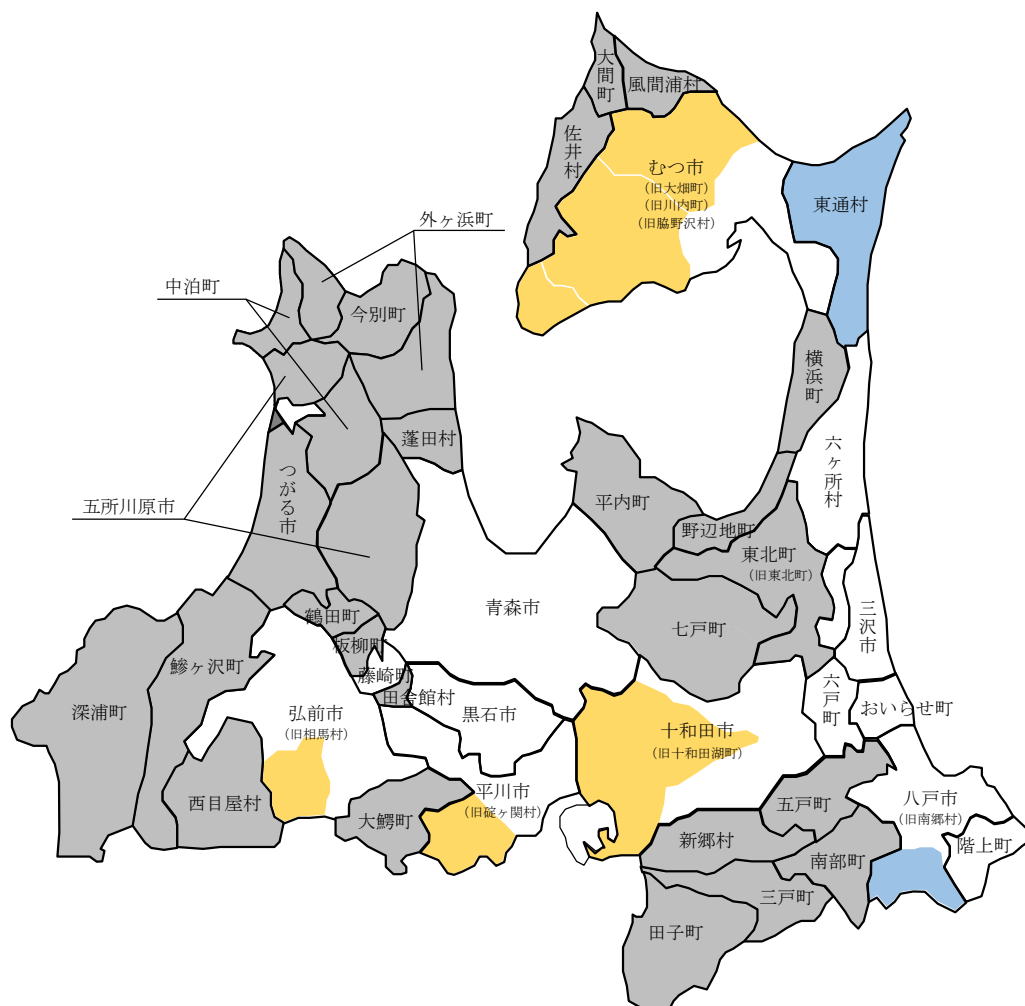
令和３年度から令和７年度までの５年間とする。

（法期限までの10年間のうち、前期５年間）

1 基本的な事項

(1) 過疎地域等

本県の過疎地域等は以下のとおりであり、過疎地域等をその区域とする市町村（以下「過疎市町村」という。）は、令和4年4月1日現在、32市町村となっている。



○区分別団体一覧

区 分	適用条項	該当団体名	備 考
全部過疎 (26団体)	法 § 2 I	五所川原市、つがる市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰺ヶ沢町、深浦町、西目屋村、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、横浜町、東北町、大間町、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村	R4追加: 4団体 →五所川原市 田舎館村 鶴田町 東北町
みなし過疎 (0団体)	法 § 42		R4異動: 1団体 →五所川原市 (全部過疎へ)

一部過疎 (4団体)	法 § 3	十和田市(旧十和田湖町) むつ市(旧大畑町、旧川内町、旧脇野沢村) 平川市(旧碓ヶ関村)	R4異動:1団体 →東北町(旧東北町) (全部過疎へ)
	法 § 41Ⅲ	弘前市(旧相馬村)	
経過措置 (2団体)	法附則 § 5	東通村	
	法附則 § 7 I	八戸市(旧南郷村)	

(2) 持続的発展の基本方針

ア めざす姿(基本的な方向)

本県の過疎地域等は豊かな自然に恵まれ、県の基幹産業である農林水産業の発展・成長にも密接に関わるなど、地域経済の循環や自然環境の保全等に貢献しており、こうした多面的機能を有する過疎地域等の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

一方、本県の過疎地域等には、人口の減少や少子高齢化の進展等、厳しい社会経済情勢が長期にわたり継続しており、後継者不足や労働力不足の解消、交通機能の確保及び向上、医療提供体制の確保、集落の維持及び活性化など、様々な課題がある。

このような状況の中、近年は、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする田園回帰の潮流が高まるとともに、情報通信等における革新的技術の創出、リモートワークなど情報通信技術を利用した働き方への取組等、過疎地域等の課題の克服に資する新たな動きが生まれているところであり、こうした動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが求められている。

また、県では、「経済を回す」仕組みづくりや「青森県型地域共生社会」の実現などに向けた取組により、「生業」と「生活」が好循環する「生活創造社会」をめざす姿とした基本計画を策定し、持続可能で豊富な地域資源を生かした魅力ある青森県づくりを進めることとしている。

この基本計画の方向性及び本県の過疎地域等を取り巻く環境を踏まえ、県としては、過疎地域等を巡る新たな動きを捉えた人財の確保・育成や雇用機会の拡充、それぞれの地域の豊富な資源を生かした自立的な地域づくりの2つの視点に重点を置いて各種施策に取り組むことにより、過疎地域等が人口減少を克服し、地域住民の誰もが、地域で安心して暮らしていくことができる、持続可能な地域となることをめざすものとする。

イ めざす姿実現のための連携・協力

過疎地域等の持続的発展のための施策は、過疎市町村が、それぞれの地域の個性を生かして主体的に取り組むものであるが、必ずしも一の過疎市町村の取組により完結するものではなく、他の市町村との連携や民間事業者との連携など、多様な主体の参画が必要となるものも考えられる。

特に、本県の過疎地域等は財政基盤が脆弱であり、今後も人口減少が見込まれる中、周辺市町村との連携等による効率的かつ効果的な行政運営の推進により、総合的な過疎対策を実施することが求められている。

県は、めざす姿の実現に向け、一の過疎市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な支援を行うよう努めることとする。

（３）持続的発展のための基本目標

青森県過疎地域持続的発展方針（以下「県過疎方針」という。）では、過疎地域等が人口減少を克服し、持続可能な地域となることをめざしており、県過疎計画は、めざす姿を実現するための事業を掲載している。

本県では、「あおり創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）に基づき、人口減少や高齢化が進行する中でも持続可能な地域づくりに取り組んでおり、目標の一つとして、15 歳から 49 歳の社会増減に関する目標を設定している。

このことから、県過疎計画の目標は、総合戦略に掲げる 15 歳から 49 歳の社会増減に関する目標とし、以下のとおり設定するものである。

【目標】

政策	指標	目標値
基本目標	15 歳から 49 歳の純移動率	令和 10（2028）年度における割合が令和 2（2020）年の割合（-0.04）よりも上昇していること。

（４）計画の達成状況の評価に関する事項

総合戦略に掲げる目標の達成状況は、庁内における自己点検及び外部有識者から構成される青森県総合計画審議会において毎年度検証されていることから、県過疎計画の達成状況の評価については、総合戦略の P D C A サイクルを活用することとし、その結果を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととする。

2 持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人財育成

ア 現況と問題点

(ア) 移住・定住・地域間交流の促進

本県は自然減と社会減の両面から人口減少が進んでおり、進学や就職を契機とした若者の県外流出が社会減の大きな要因となっている。

中でも女性の県外流出は、出生数の減少につながるなど、将来にわたっての影響が考えられる。

一方、過疎地域等を含む地方に対する関心の高まりにより、本県への移住者数及び移住相談件数が着実に増加しており、こうした状況を好機と捉え、移住・定住・地域間交流の促進に取り組む必要がある。

(イ) 人財育成

本格的な人口減少社会や超高齢化時代の到来により、産業の各分野における担い手不足や消費の低迷等による地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下など、本県の社会経済に大きな影響を与えることが懸念されている。

本県の過疎地域等の自立を促し、「生活創造社会」を実現するためには、地域で挑戦し、地域を元気にしていこうとする人財が求められている。

イ その対策

(ア) 移住・定住・地域間交流の促進

◆ 移住の促進など多様な人財との交流の推進

将来的な地域の担い手を増やすため、移住の促進や「関係人口」の拡大に取り組む。

移住希望者や訪日・在日外国人など多様な人財との交流を通じた人財のネットワークを構築し、地域の担い手となる人財のスキルの向上や地域活性化に取り組む。

◆ 交流拡大を支える交通ネットワークづくり

様々な分野での交流を拡大するための重要なインフラである交通基盤の整備・活用を促進する。

◆ 若者・女性の県内定着・人財還流の促進

県民、教育機関、企業・団体、市町村など各主体と連携しながら、高校生、大学生等、女性といったターゲットに応じた、本県の「暮らし」や「しごと」に関する生徒・学生・保護者・教員・県内企業の相互理解を促進する取組を強化する。

(イ) 人財育成

◆ 活力ある持続可能な地域づくりのための人づくり

地域の活力が将来にわたって持続するよう、「生業」づくりや地域づくりに取り組むリーダーの育成を行うとともに、次の世代を担う人財の育成に向けた仕

組みづくりに取り組む。

国内外の人財の交流などによる地域の活性化や、多様な働き方を可能とする環境づくりに取り組む。

◆ 青森を理解し、世界に向かってチャレンジできる人づくり

子どもの頃から、身近な大人や地域との関わり、異文化交流などを通して、ふるさとへの理解や愛着を深め、将来、青森から世界に向かってチャレンジできる人財の育成に、学校・家庭・地域が連携して取り組む。

◆ 「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進

小・中・高等学校から大学等そして就職までのつながりや将来の生き方を意識したキャリア教育を社会全体で推進し、社会的・職業的自立のために必要な能力・態度を育成する。

地域や大学・企業等と連携し、子どもや若者の地域に対する貢献意欲の向上や創造力の育成を図るなど、県内定着促進も意識したキャリア形成支援に取り組む。

◆ あらゆる分野における女性の活躍推進

女性の活躍を推進するため、女性が学ぶ場を創出し、ネットワーク化やキャリア形成を促進する。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進や家庭における男性の家事・育児への参画促進により、あらゆる分野で女性が多様な生き方、働き方を選択できる環境づくりに取り組む。

◆ 労働力確保対策の強化

各産業分野におけるニーズや将来の見通し等を踏まえた労働力の適正配分に向けた取組を推進し、若者・女性・高齢者の視点を重視しながら、誰もが多様な働き方を選択できる職場環境の整備を促進する。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

（２）産業の振興

ア 現況と問題点

（ア）農林水産業の振興

本県の農業産出額（令和元年）は東北第１位となっており、農林水産物の生産量が多いだけでなく、米、野菜、果物、畜産物、水産物がバランスよく生産されていることが特徴である。

農林水産業は本県の基幹産業であり、過疎地域等においても多様な雇用を生み出すけん引役として成長し続けることが期待されるものの、人口減少及び少子高齢化の進行により、後継者不足や労働力不足が深刻化している。

こうした強みや課題を踏まえながら、過疎地域等に根差した産業の創出・強化と外貨獲得に取り組むとともに、顕在化している労働力不足に対応していくため、労働力の確保と生産性の向上に取り組む必要がある。

(イ) 商工業と地場産業の振興

平成30年における本県の過疎市町村（市町村の区域の一部のみが過疎地域等となっている過疎市町村を除く。）の1事業所当たりの製造品出荷額等は494,437千円であり、県全体（1,273,129千円）の38.8%となっている。

こうした格差を解消するためにも、人口減少、高齢化、平均寿命等の課題を踏まえた新たな成長産業の創出に取り組むとともに、比較優位を有する地域資源を最大限活用し、広く県外市場（首都圏等の大消費地）等で売れる技術・製品づくりを促進することが重要である。

また、本県の過疎地域等における商業は、人口減少社会の進展により、商圈人口の減少、地域経済の縮小、地域コミュニティの機能低下、後継者不足などが懸念されており、地域の商業機能・コミュニティ機能の中核的な役割が期待される商店街を活性化し、商業機能の維持・向上を図る必要がある。

(ウ) 企業の誘致対策と創業・起業の促進

企業誘致に関しては、これまでの戦略的取組により誘致企業件数等が増加しており、令和元年度における誘致企業件数及び誘致企業による増設件数は37件となっている。

創業・起業に関しては、若者・女性の創業が増えてきているほか、IT関連産業等多様な創業が広まっており、令和元年度は過去最高の142人が創業している。

こうした企業誘致や創業・起業の促進により、更なる雇用創出につながることを期待されている。

(エ) 情報通信産業の振興

情報通信産業は近年大きく成長しており、経済波及効果が高い産業である。

本県の過疎地域等は豊かな自然や快適な住環境に恵まれており、IT企業のように場所に左右されない企業の立地推進や個人のUIJターン推進に優位性を持っている。

(オ) 観光の振興

本県の過疎市町村（市町村の区域の一部のみが過疎地域等となっている過疎市町村を除く。）の観光入込客数は、東日本大震災で大きく落ち込み、その後は北海道新幹線開業効果が一定期間あったものの、震災前の水準まで回復していない。

また、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、インバウンドをはじめとする観光需要の減少や多くの祭り・イベントの中止など、観光産業は厳しい状況となっている。

こうした状況を踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、市町村や関係団体、関係事業者と連携し、全力を挙げて誘客に取り組んでいく必要がある。

(カ) 原子力関連産業の振興

県では、原子力発電及び核燃料サイクルなどの国の重要政策に、安全確保を大前提として協力してきたところであり、原子力関連施設の立地環境を生かして、人財、技術等の維持、強化を図り、産業づくり、人づくりを推進していくことが重要である。

イ その対策

(ア) 農林水産業の振興

◆ 消費動向の変化を見据えた販売戦略の展開

マーケットが求めるモノを生産・製造・販売することで県産品の一層のブランド化を図るとともに、国内外への効果的な情報発信や販促活動、販路開拓により、生産者・流通関係者・消費者の三方よしの販売戦略を展開する。また、多様な分野と連携した地産地消の取組や販売も見据えた6次産業化の取組を推進する。

◆ 経済成長が著しいアジアなどへの青森県産品の輸出促進

人的ネットワークを構築している東アジアや、富裕層・中間層の急速な拡大と更なる経済成長が見込まれる東南アジアを中心に、戦略的な輸出を促進し、輸出に取り組む意欲的な担い手の育成を推進する。

◆ 安全・安心で優れた青森県産品づくり

地域の実情に応じた生産技術の開発や活用・普及などを推進することで、高品質な農林水産品の生産体制の維持・強化を図る。また、消費者から信頼される安全・安心な生産管理体制を確立する。

◆ 連携・協働・交流による活力ある農山漁村づくり

多様な経営体の育成を図り、「地域経営」のレベルアップを推進し、他分野との連携・協働を促進することで、活力ある農山漁村の維持・発展をめざす。

◆ 農林水産業の成長と共生社会を支える人財育成

質の高い農林水産品の生産を担う若手農業者や女性起業家などの確保・育成の取組を強化し、持続可能な農山漁村の礎を確かなものとする。

(イ) 商工業と地場産業の振興

◆ 地域資源を活用したライフ分野に係る新産業の創出・育成

医福工連携の推進、ヘルスケアサービスの創出、プロテオグリカン「あおもりP G」等による健康美容産業の振興に取り組む。

◆ 生活関連サービス産業の創出・拡大

少子化、高齢化といった人口減少に関する課題に対応した子育てや買物支援、高齢者の見守りなど、地域に根ざした生活関連サービス産業の創出に取り組む。

◆ 地域資源を生かした産業の創出・育成・継承

本県の豊富な地域資源を生かした製品づくり等の支援を行うとともに、産業の創出、県内事業者の経営革新・安定化を促し、併せて、後継者不在企業の円滑な事業承継を促進する取組などを通じ、地域産業の成長・発展を図る。

◆ 青森から世界への戦略的グローバルビジネスの展開

海外の成長市場に対する積極的なビジネス展開を促進するため、海外ビジネス事業者の裾野拡大や意欲ある県内企業による海外ビジネス展開を促進する。

(ウ) 企業の誘致対策と創業・起業の促進

◆ 創業・起業の促進

自らのアイデアや技能を生かして創業・起業に踏み出そうとする人財のチャレンジを後押しし、起業家に寄り添った継続的なフォローアップを通じて、創業・起業の促進を図る。

◆ 戦略的企業誘致の推進

本県の強みを生かした分野での戦略的な企業誘致活動を行うほか、立地企業へのフォローアップにより、立地企業の定着や事業の拡大を促進する。

(エ) 情報通信産業の振興

◆ デジタルものづくり関連産業等の育成支援

各産業分野におけるデジタル化の動きを踏まえ、オンラインを活用しながらデジタルものづくり関連産業等の誘致活動を展開する。また、IT・コンタクトセンター等関連企業の誘致活動を展開するとともに、これらの企業の就職支援に取り組む。

(オ) 観光の振興

◆ 観光産業の基幹産業化

外貨獲得・雇用創出を促す好循環の形成に向けて、観光で稼ぐ人財を発掘・育成し、多様な人財の連携による観光地域づくりを推進する。

また、観光事業者の収益性の向上を図るため、観光客の多様なニーズに対応し、国内外の観光客に上質なサービスを提供できる環境を整備することで、観光産業の競争力を強化する。

◆ 魅力あるコンテンツづくりと戦略的な情報発信

美しい自然景観と豊かな自然環境に育まれた食、本県ならではの風土に根付いた文化と暮らしぶり、日本を代表する夏祭りなど多彩な地域資源を生かしたコンテンツづくりとターゲットに応じた戦略的な情報発信に一体的に取り組む。

◆ 誘客促進のための受入環境の整備

観光客の多様なニーズに対応しながら、国内外の観光客が満足し、安心して過ごすことができる環境づくりを促進する。

◆ 国内誘客の強化・推進

旅行形態の変化を踏まえ、交通事業者や旅行会社などと連携しながら、戦略的な誘客活動を展開する。

◆ 海外からの誘客の強化・推進

国・地域別のニーズを捉えた戦略的な誘客活動を展開しながら、国際定期便・チャーター便と新幹線などを組み合わせた「立体観光」の推進や外国クルーズ

客船の誘致強化に取り組む。

(カ) 原子力関連産業の振興

◆ 原子力関連産業の振興

県内企業の原子力関連産業の参入拡大を促進するとともに、新たな産業の創出に向けた人財育成と研究開発を推進する。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

(３) 地域における情報化

ア 現況と問題点

本県のインターネット利用者の割合やスマートフォンの普及率は全国平均を下回っており、情報化が全国に比べて遅れているが、「経済を回す」仕組みづくりの更なる推進や、若者・女性の県外流出、各産業分野での人手不足などの課題に的確に対応するためには、今まで以上に積極的にＩＣＴを利活用することが必要である。

イ その対策

◆ ＩＣＴ利活用の促進

日常生活における利便性・安全性の向上や、市町村業務のデジタル化による住民サービスの向上などを図るため、高度情報通信ネットワークを通じて流通する膨大な情報を適正で効果的に活用できる環境整備に取り組む。

◆ 働きやすさや収益性を高める生産性向上対策の強化

ＡＩやＩｏＴを始めとするＩＣＴ分野における革新技術の活用や改善など、各産業分野の実情を踏まえた生産性の向上を促進する取組を強化することで、誰もが働きやすい環境整備や事業者の収益性向上につなげ、各産業分野の競争力強化を図る。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

(４) 交通施設の整備、交通手段の確保

ア 現況と問題点

(ア) 県道、市町村道、農道、林道及び漁港関連道の整備

本県の過疎地域等における道路インフラは、産業の振興や行政サービスの維持を図るために重要な役割を担っており、引き続き地域の実情に応じて整備を進める必要がある。

(イ) 交通確保対策

本県の過疎地域等においては、バス、鉄道など公共機関の利用者の減少により、通院、買い物などの生活利便性が低下しており、持続可能な地域交通への再編が課題となっている。

また、本県は全国でも有数の豪雪地帯であり、冬期交通、歩行者空間の確保は切実な課題であることから、除排雪作業と施設整備を効果的に組み合わせた効率的な雪対策に取り組む必要がある。

イ その対策

(ア) 県道、市町村道、農道、林道及び漁港関連道の整備

◆ 県道及び市町村道の整備

県道については、都市との一体的、広域的な連携を促進し、通勤圏の形成による就労の場の提供や生活利便性の向上を図るため、地域の基幹的路線を中心に整備を促進する。

市町村道については、産業の振興上重要な路線や集落と公共施設を結ぶ路線を中心に日常生活における地域内での活発な交流を促進するため、過疎市町村との協力のもとに生活道路の整備を進めるとともに、国道及び県道との連携に配慮し、広域的ネットワークの形成を図る。

また、道路利用者の利便性を高めるとともに、地域との交流を図るための休憩施設や各種情報提供等を行う交流の場（道の駅等）について、その整備を促進する。

なお、過疎地域等における基幹的な市町村道（過疎地域等とその他の区域を連絡する基幹的な市町村道を含む。）のうち、国土交通大臣が指定するものについては、県が過疎市町村に代わってその整備を進める。

◆ 農道、林道及び漁港関連道等の整備

農林水産業の近代化、農林水産物の流通の円滑化に必要であり、都市と農山漁村との交流促進による所得向上・地域活性化等につながる基幹的な農道等を中心に計画的に整備する。

なお、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（過疎地域等とその他の地域を連絡する農道、林道及び漁港関連道を含む。）のうち農林水産大臣が指定するものについては、県が過疎市町村に代わってその整備を進める。

(イ) 交通確保対策

◆ 生活交通サービスの確保

生活上不可欠な地域鉄道路線、バス路線、航路等について、地域のニーズを踏まえながら、その実情に合った生活交通サービスの確保を図る。

◆ 雪対策と集落間交通の確保

冬期間の生活の安定と産業の振興を図るため、防雪・融雪施設の整備、除雪機械の充実、道路改良により雪対策を推進し、集落相互、集落と公共施設及び集落と都市部を結ぶ交通の確保に努める。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

（５）生活環境の整備

ア 現況と問題点

（ア）水道、下水処理等の整備

本県の過疎地域等の上下水道インフラについては、県全体や全国と若干の格差はあるものの、着実に整備が進められてきたところであり、引き続き取り組んでいく必要がある。

また、今後は人口減少に伴う料金収入の減少や施設老朽化等の課題に取り組む必要がある。

（イ）脱炭素循環型社会づくりの推進

本県の県民１人１日当たりのごみ排出量（令和元年度本県 1,003g、全国値 918g）、リサイクル率（令和元年度本県 14.3%、全国値 19.6%）は、依然として全国下位の状況にあることから、県民総参加でごみの発生抑制とリサイクルに取り組んでいく必要がある。

また、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロの実現をめざし、国を含めた行政、県民、事業者、各種団体など、あらゆる主体の連携、協働による脱炭素社会づくりの取組を進め、地球温暖化対策を着実に推進していく必要がある。

併せて、立入検査や監視活動等により廃棄物の適正処理を推進し、生活環境の保全を図っていく必要がある。

（ウ）災害に強い地域づくり

過疎地域等を含む本県の消防施設については、計画的に整備が進められてきたものの、はしご自動車等の一部車両の充足率は、全国平均を下回っている。

また、地域消防を担う消防団については、団員数の減少や高齢化が進行しており、組織の弱体化が深刻化している。

東日本大震災をはじめとする過去の災害からの教訓を踏まえ、大規模な自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な強靱な地域づくりに官民一体となって取り組む。

加えて、原子力施設の安全確保対策と原子力防災対策に関しては、県民の安全・安心を守るため、国や事業者に対して原子力施設の徹底した安全確保対策や情報公開を求めるとともに、関係機関との連携を強化する必要がある。

（エ）安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり

本県の過疎地域等の住民が快適な日常生活を送るためには、住環境や交通などの生活環境をよりよいものに改善するとともに、食や消費生活など日常に潜む危険の未然防止が求められている。

イ その対策

(ア) 水道、下水処理等の整備

◆ 水道施設の整備更新

水道未普及地域解消を目標に、地域の実情に応じた整備を行う。また、老朽化した施設の更新に当たっては、水道施設の規模適正化を考慮した更新事業を促進するとともに、広域連携による施設の再構築の検討を推進する。

◆ 下水道処理施設等の整備更新

汚水処理人口普及率の向上を図るため、地域の実情に応じて公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などを活用し効率的な処理を行う。

なお、過疎地域等における市町村が管理する公共下水道のうち、広域の見地から設置する必要があるものであって、過疎市町村のみでは設置することが困難なものとして国土交通大臣が指定するものの幹線管渠、終末処理場及びポンプ施設については、県が過疎市町村に代わってその整備を進める。

(イ) 脱炭素循環型社会づくりの推進

◆ 「もったいない」意識のもと県民一丸となった３Ｒの推進

家庭、職場、学校、地域などあらゆる場面で、ごみの減量やリサイクルなど３Ｒの取組を拡大する。

◆ 暮らしと地球環境を守る省エネルギーの推進

環境にやさしい省エネ型の社会づくりや暮らしづくりを進める。

◆ 廃棄物の適正処理と環境保全対策の推進

廃棄物の適正処理を推進し、不法投棄や有害物質による汚染の早期発見・早期解決に取り組む。

◆ 子どもから大人まで、あおもりの環境を次世代へつなぐ人づくり

環境について考え、環境に配慮した取組を主体的に実践できる人財を育成するため、子どもから大人までを対象に、環境教育・学習の機会の充実を図る。

◆ 家庭や事業所における環境配慮行動を促す取組と仕組みづくり

環境配慮行動の実践による成果や身近で効果的な取組事例の「見える化」などを通じて、県民や事業者などによる環境にやさしいライフスタイル・ビジネススタイルの実践を促進する。

(ウ) 災害に強い地域づくり

◆ 消防救急体制の整備と充実

消防救急体制については、国の指針に基づき、引き続き総合的・計画的に地域の実情に即した整備を進めることとする。

市町村の消防活動支援や大規模な災害・緊急事態の発生に備えた防災ヘリコプターの緊急出動体制の確保、効率的な運用を図る。

◆ 消防隊員の確保と育成

消防職員の専門的かつ高度な教育訓練の一層の充実、消防団の活性化の促進、自主防災組織の育成を図る。

◆ 地域防災力の強化や危機管理機能の向上

年齢、性別、障害の有無等の県民の多様な視点を取り入れた防災対策を確立するため、県民の自助・共助の意識の向上、定着を図るとともに、効果的な防災訓練の実施などにより、地域の防災力の実効性を高める。

◆ 原子力施設の安全確保対策と原子力防災対策の充実

県、立地市町村、事業者が締結している安全協定や青森県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づき、安全確保対策と防災対策に取り組むとともに、県民に知識や情報を広報し、理解の促進を図る。

(エ) 安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり

◆ 安全で快適な生活環境づくり

快適な暮らしを支える地域交通ネットワークの構築・維持や豊かな住生活環境づくりなどに取り組むほか、雪による生活不便の解消、食品衛生対策、感染症対策に取り組む。

◆ 犯罪に強い地域づくりの推進

県民の命と暮らしを守るため、犯罪の発生を許さない環境づくりと、犯罪が発生しにくい地域づくりを進める。

◆ 交通安全対策の推進

子どもや高齢者などの交通事故防止、交通事故が発生しない環境づくり、交通ルール徹底などの交通安全対策を推進する。

◆ 消費生活と「食」の安全・安心確保

消費者が安心して生活できるよう、消費者被害の発生を未然に防ぐ環境づくりを推進するとともに、県産食品の信頼性確保に取り組む。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

（６）子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

ア 現況と問題点

(ア) 青森県型地域共生社会の推進

超高齢化社会を迎えることにより、保健・医療・福祉ニーズの増大、社会経済活動の衰退や県民生活の利便性低下、地域コミュニティ活動の停滞等が危惧される。

また、近年、福祉ニーズの複合化、複雑化により、高齢者、障害者、児童等の既存の制度の対応では適切な支援を受けられないという課題が提起されている。

(イ) 子育て環境の確保

過疎地域等を含む本県の子育て環境は、少子化、核家族化の進行及び女性の社会進出などにより、大きく変化している。

次世代を担う子どもが健やかに生まれ育ち、子育てに喜びと希望を感じさせる、

子育てを大切にする社会を実現するためには、子育て家庭に対し、行政や地域、学校、企業などが社会全体で見守り、必要な時に手助けし、支えていくことが求められる。

(ウ) 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境づくり

本県の過疎地域等における高齢化率は県全体と比較しても高く、保健・医療・福祉体制の一層の充実や交通ネットワークの形成や買い物支援体制の構築などの生活基盤の維持・確保が大きな課題となっている。

(エ) 障害者等が自立し、安心して暮らせる共生社会づくり

身体障害者手帳の交付数は減少傾向にあるものの、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数及び要介護（要支援）認定者数は増加傾向にある。

障害者が住み慣れた地域の中で生活し、社会参加するためには、保健・医療・福祉等各種サービスに関する相談・助言体制の確立や情報提供の推進を図る必要がある。

(オ) 健康づくりの推進

過疎地域等を含む県全体の平均寿命は男女ともに着実に延伸しているものの、都道府県別では最下位となっている。

健康かつ長生きで安心して暮らすためには、平均寿命とともに健康的に日常生活を送ることができる健康寿命の延伸に向けた取り組みが必要である。

イ その対策

(ア) 青森県型地域共生社会の推進

◆ 青森県型地域共生社会の実現

すべての人が、地域で生まれ、地域で育ち、地域を助け、地域で安心して老後を迎えることができる「青森県型地域共生社会」の実現に取り組む。

◆ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実

市町村等との連携を強化し、保健・医療・福祉包括ケアシステムの一層の充実により、分野ごとの専門サービスについても引き続き機能強化を図りつつ、複合的なニーズを有する相談者に対し、適切な支援を提供する仕組みづくりを進めるとともに、予防を重視した取組、保健師等の人材育成を進める。

(イ) 子育て環境の確保

◆ 結婚・出産への支援や社会で支え合う子育ての推進

社会全体で結婚・妊娠・出産・子育てを支援する気運を醸成するとともに、保育や子育て相談支援サービスの充実などに取り組み、子どもを産み育てやすい環境づくりを進める。

◆ 様々な環境にある子どもや家庭への支援の充実

どのような環境に置かれた子どもでも、将来に希望を持ち、健やかに成長し

ていけるよう、貧困の連鎖の解消や、子どもへの虐待の防止などに取り組む。

◆ 親子の健康増進

安心して子どもを産み育てられるよう、市町村や医療機関などと連携し、母子保健体制の充実や、発達障害児など支援を要する子どもたちの相談支援体制の充実などに取り組む。

(ウ) 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境づくり

◆ 高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で、自ら主体的に、居場所・生きがいづくりや介護予防を通じた健康づくりに取り組むことができ、その取組を分野を超えた多様な主体が支える環境づくりを進める。

(エ) 障害者等が自立し、安心して暮らせる共生社会づくり

◆ 障害者等が自立し、安心して暮らせる共生社会づくり

障害者等が住み慣れた地域の中で安心して生活し、就労などを通じて社会参加できるよう、県民の障害者への理解の促進や、障害者自身だけでなく、障害者を支える家族等も含めた相談支援体制の充実を図る。

(オ) 健康づくりの推進

◆ ヘルスリテラシー（健やか力）の向上による生活習慣の改善

企業や各関係団体などと連携しながら、県民一人ひとりのヘルスリテラシーの向上を促し、健康診断等の実施率の向上や健康的な生活習慣づくりによる疾病予防に取り組む。

◆ 社会で取り組むこころの健康づくり

こころの健康問題を抱えている人の早期発見・早期治療を進める仕組みの充実に取り組むとともに、こころの病に地域全体で早期に適切な対応ができる体制づくりを推進する。

◆ 科学的根拠に基づくがん対策の推進

これまで蓄積されてきている、がんに関するデータや研究などの知見に基づき、生活習慣の改善や検診受診率等の向上を図るとともに、がん登録データの一層の充実と活用によりがん予防を更に推進する。

◆ がんになっても、適切な治療を受け、安心して暮らせる体制の充実

安心して質の高いがん治療が受けられるよう医療連携体制の充実に取り組むほか、がん患者や家族の苦痛の軽減、療養生活の質の向上を推進する。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

(7) 医療の確保

ア 現況と問題点

本県の過疎地域等では、病院や診療所の整備・運営、無医地区等での巡回診療などにより医療の確保に取り組んでいるところであるが、慢性的な医師不足が課題となっている。

今後は、限られた医療資源でより効果的な地域住民の医療ニーズに応えられるよう、若手、U I J ターン医師の県内定着に取り組むとともに、関係機関が連携し、地域の実態に合った持続可能な医療体制を維持することが必要である。

イ その対策

◆ 医師等の医療従事者の育成と県内定着

医師等の医療従事者の育成を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら勤務し、資質を向上できる環境づくりに取り組み、県内定着やU I J ターンを促進する。

◆ 医療連携体制の強化

効率的で質の高い医療を将来にわたり安定的に提供していくため、医療機関の機能分担及び連携体制の充実を図る。

◆ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの充実

市町村等との連携を強化し、保健・医療・福祉包括ケアシステムの一層の充実により、分野ごとの専門サービスについても引き続き機能強化を図りつつ、複合的なニーズを有する相談者に対し、適切な支援を提供する仕組みづくりを進めるとともに、予防を重視した取組、保健師等の人財育成を進める。

ウ 事業計画（令和3年度～令和7年度）

別紙「事業計画」のとおり

(8) 教育の振興

ア 現況と問題点

(7) 教育環境の充実

児童・生徒数の減少に伴い、学校の統廃合が必要となっていることや、施設の老朽化が進行していることから、学校施設の整備が必要となっている。

また、学校の統廃合により、通学に係る負担が大きくなることから、通学手段の確保が課題となっており、スクールバスの整備も求められている。

さらに、今後は、I C Tをはじめとする科学技術の発達により、本県と世界の距離がますます縮まることから、国内外を舞台にして活躍する人財や、意欲をもってチャレンジする人財などを育成していくことが必要である。

(イ) 生涯学習・スポーツ環境の充実

公民館や博物館をはじめとする社会教育施設は、地域住民に身近な施設として大きな強みをもち、豊富な学習手法や学習領域の蓄積と貴重な教育財産を有し、

地域住民が学び、つながる、地域社会における社会教育の拠点として機能している。

一方で、利用者が特定の人や年齢層に限定されている傾向があるなど、多様なニーズへの対応が必ずしも十分ではないことが課題となっている。

また、本県のスポーツ実施率は年々着実に増加しているが、全国平均と比較すると下回っていることが課題であることから、県民が運動やスポーツに親しむ機会を提供することが重要である。

イ その対策

(7) 教育環境の充実

◆ 青森を理解し、世界に向かってチャレンジできる人づくり【再掲】

子どもの頃から、身近な大人や地域との関わり、異文化交流などを通して、ふるさとへの理解や愛着を深め、将来、青森から世界に向かってチャレンジできる人財の育成に、学校・家庭・地域が連携して取り組む。

◆ 「知・徳・体」の調和のとれた「生きる力」の育成

確かな学力の向上に取り組むほか、主権者教育や情報教育などにより、新しい時代に求められる資質・能力の育成に取り組む。

また、人権を尊重し、他者を思いやる心を育成するとともに、将来にわたって健康に暮らすための知識の習得や意識の醸成、生活習慣の定着に取り組む。

◆ 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

障害のある児童生徒の自立や社会参加を促進するため、個に応じた適切かつ専門性の高い指導・支援に取り組む。

◆ 子どもが安心して学び、多様な能力を伸ばす教育環境の整備

安全・安心な教育環境の確保や、教員の実践的な指導力の向上、ICTの効果的活用など、時代や社会環境の変化に対応した、質の高い教育を受けられる持続可能な環境づくりに取り組む。

◆ 「生きる・働く・学ぶ」をつなぐキャリア教育の推進【再掲】

小・中・高等学校から大学等そして就職までのつながりや将来の生き方を意識したキャリア教育を社会全体で推進し、社会的・職業的自立のために必要な能力・態度を育成する。

地域や大学・企業等と連携し、子どもや若者の地域に対する貢献意欲の向上や創造力の育成を図るなど、県内定着促進も意識したキャリア形成支援に取り組む。

◆ 学校・家庭・地域が連携し社会全体で子どもを育む仕組みづくり

学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体で子どもを育む仕組みづくりを推進する。

(4) 生涯学習・スポーツ環境の充実

◆ 生涯を通じた学びと社会参加活動の拡大

県民の生涯を通じた学びの機会の提供や、その学習成果を生かした地域活動

への参加推進、高齢者の活躍促進に取り組む。

◆ 健康でスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上

県民が年間を通じてスポーツに取り組める環境を充実させるほか、全国大会などで活躍できる選手や指導者を育成し、県民の健康づくりやスポーツによる地域活性化を進める。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

（９）集落の整備

ア 現況と問題点

本県の過疎地域等では、基幹集落を中心として公共施設の整備が着実に進められてきているが、周辺に点在する小規模集落にあっては、基幹集落に比べ、同等の公共サービスが受けられない場合があり、集落間を結ぶネットワークの整備が必要となっている。

また、近年の人口減少、高齢化により集落の小規模化が進んでおり、今後更なる人口減少等により、維持が困難となる集落が増加することが懸念される。

イ その対策

◆ ネットワークの形成

周辺集落における公共サービスを維持するため、産業の振興上重要な路線や集約と公共施設を結ぶ路線を中心に、過疎市町村との協力のもとに整備を進めるとともに、国道及び県道との連携に配慮し、ネットワークの形成を図る。

◆ 集落再編成

交通の条件が悪く、医療、教育等適切な公共サービスを確保するために集落を移転する必要がある場合には、集落支援員制度の活用などにより、地域住民の意向を十分踏まえながら、新しい居住地での生活が円滑に営まれるよう集落再編成を進める。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

（１０）地域文化の振興等

ア 現況と問題点

特別史跡三内丸山遺跡に代表される「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、令和３年度にユネスコの世界文化遺産への登録を目指しており、国内外で縄文遺跡群の認知度や評価が着実に高まっている。

また、本県の過疎市町村では、民俗芸能をはじめとする多くの文化財が国及び県等の指定を受けており、歴史上又は芸術上価値の高い文化的所産が守られている。

イ その対策

◆ 歴史・文化の継承と活用

縄文遺跡群の一体的な保全と活用に取り組み、価値の浸透と保護意識の醸成を図る。

郷土の歴史、民俗、産業、自然等に関する資料や文化財などの適切な保存と活用を促進するとともに、伝統文化の鑑賞・体験機会の充実に取り組む。

◆ 文化芸術に親しむ環境づくりと人づくり

文化芸術施設の魅力づくりと集客力向上に取り組む。

新たな文化芸術を生み出す人財の育成、文化芸術資源の活用による地域づくりに取り組む。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

（11）再生可能エネルギーの利用の推進

ア 現況と問題点

本県の過疎地域等は、風力発電の適地や、バイオマス、地熱資源が多いなど、再生可能エネルギーのポテンシャルが高いことから、こうした強みを最大限生かし、産業経済の活性化、新たな雇用創出につなげる取組を重点的かつ効果的に進めていく必要がある。

イ その対策

◆ 再生可能エネルギー産業と環境関連産業の振興

太陽光、風力、バイオマス、地熱、地中熱など、本県の地域特性を踏まえた再生可能エネルギー産業の振興、循環型社会を支える環境関連産業の振興を図る。

◆ 地域特性を生かした再生可能エネルギーの活用促進

再生可能エネルギーの地産地消や未利用エネルギーの活用促進に取り組む。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり

（12）その他地域の持続的発展に関し必要な事項

ア 現況と問題点

（ア）自然環境の保全及び再生

本県の過疎地域等は、世界自然遺産白神山地をはじめとする豊かな森林や、三方を囲む海、十和田湖・奥入瀬溪流に代表される美しくきれいな川や湖など、自然あふれる環境に恵まれており、この恵みを次の世代へ確実に引き継いでいく必要がある。

イ その対策

(イ) 自然環境の保全及び再生

◆ 世界自然遺産白神山地や貴重な自然の保全と活用

世界自然遺産白神山地などの貴重な自然を保全し、生物多様性を守る取組を進める。

エコツーリズムや来訪者の受入れを支える人財育成などに取り組む。

◆ 豊かな森林と身近な里地里山の保全と活用

森林整備による森林の多面的機能の維持・向上、県民に身近な里山の保全と活用、広域的連携による野生鳥獣の保護や適正管理に取り組む。

◆ 地域の協働による健全な水循環の確保

山・川・海を一体的に捉え、協働による健全な水循環確保に取り組む。

ウ 事業計画（令和３年度～令和７年度）

別紙「事業計画」のとおり